

V 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定障害者支援施設 ¹⁶	2,165	2,165	2,165
指定障害児入所施設等 ¹⁷	570	570	570

VI 地域生活支援事業の実施に関する事項（県が実施する地域生活支援事業）

1 専門性の高い相談支援事業

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
発達障害者支援センター運営事業	1	600	1	600	1	600	県立療育センターに設置して運営
障害者就業・生活支援センター事業	9		9		9		各障がい保健福祉圏域に設置
高次脳機能障害支援普及事業	1	100	1	100	1	100	県内1箇所で実施
障害児等療育支援事業	1		1		1		県立療育センターで実施

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施に関する考え方
手話通訳者・要約筆記者養成研修	修了者数 [登録者数]	20 [20]	20 [20]	20 [20]	法人・団体等に委託して実施
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修	修了者数 [登録者数]	10 [10]	10 [10]	10 [10]	''
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数	60	70	50	''
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	派遣件数	230	230	230	''
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	10	10	10	''

¹⁶ 障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。

¹⁷ 児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。

3 広域的な支援事業

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施に関する考え方
精神障害者地域生活支援広域調整等事業(地域生活支援広域調整会議等事業)	会議開催見込数	36	36	36	1圏域当たり年4回以上開催
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催見込数	2	2	2	

4 サービス・相談支援者・指導者育成事業

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施に関する考え方
障害支援区分認定調査員研修	修了者数	70	70	70	各市町村から2～3名程度受講
市町村審査会委員研修	修了者数	10	10	10	各審査会から1名程度受講
相談支援従事者初任者研修	修了者数	80	80	50	※講義部分のみの受講者を除く
相談支援従事者現任研修	修了者数	50	50	50	相談支援専門員の更新研修
相談支援従事者主任研修	修了者数	20	20	20	現任研修修了者を対象とした主任相談支援専門員の養成研修
サービス管理責任者等基礎研修	修了者数	150	150	150	サービス管理責任者等となる者の基礎研修
サービス管理責任者等実践研修	修了者数	150	150	150	サービス管理責任者等基礎研修を修了した者を対象とした養成研修
サービス管理責任者等更新研修	修了者数	150	150	150	サービス管理責任者の更新研修
強度行動障害支援者養成研修	修了者数	100	100	100	基礎研修、実践研修を履行した者

5 主な任意事業

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施に関する考え方
オストメイト社会適応訓練事業	受講者数(延べ)	300	300	300	法人・団体等に委託して実施
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	受講者数	2	2	2	〃
音声機能障がい者発声訓練事業	受講者数(延べ)	360	360	360	〃
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	県立視聴覚障がい者情報センターに設置